

社会福祉法人蓮田市社会福祉協議会
ソーシャルメディア運用管理要領

令和3年 7月 1日
蓮社協要領第22号

(目的)

第1条 この要領は、社会福祉法人蓮田市社会福祉協議会（以下「法人」という。）が、法人の実施する事業や業務について、より多くのかたに情報を発信することで地域福祉への関心を高めることを目的として、ソーシャルメディアを適切に運用し、閲覧者の誤解や混乱を防ぐため、必要な事項を定める。

(アカウント名)

第2条 法人がソーシャルメディアを運用する際のアカウント名は次のとおりとする。

(1) 社会福祉法人蓮田市社会福祉協議会

(定義)

第3条 この要領においてソーシャルメディアとは、ホームページ、ブログ、Facebook、Twitter、YouTube、Instagramなどに代表されるインターネットを利用して情報を発信し、あるいは相互に情報をやり取りする伝達手段とする。

(運用)

第4条 運用は次に掲げるとおりとする。

- (1) 運用管理者は事務局長とし、投稿者は職員とする。
- (2) 運用に関する問い合わせは法人事務局とする。
- (3) 投稿は原則として、土日祝日を除く平日の勤務時間内に、法人事務局内において不定期に行うものとする。ただし、必要に応じてこれ以外の時間でも運用管理者の判断で投稿を行うものとする。
- (4) 閲覧者からのコメントは原則受け付けられないものとする。投稿内容の問い合わせは、電話、ファックス、メール等で受け付けるものとする。
- (5) 投稿された情報に誤り等があった場合は、速やかに訂正するとともに、謝罪の投稿を行うなど誠実に迅速な対応をとる。
- (6) なりすましなど、アカウントの不正利用を発見した場合は、ソーシャルメディアの管理者へ連絡するとともに、法人ホームページ等において、注意喚起を行うものとする。

(禁止事項)

第5条 閲覧者とのより良い関係を維持するため、次に掲げる行為を禁止する。なお、閲覧者による行為が次に掲げるいずれかに該当する場合は、予告なく削除又はアカウントのブロック等を行うものとする。

- (1) 法律、法令等に違反する内容、又は違反するおそれのあるもの
- (2) 特定の個人及び団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権等法人又は第三者の知的所有権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの

- (6) 人権、思想、信条等の差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる風評や風評を助長させるもの
- (9) 本人の許諾なく個人情報をも特定、開示、漏えいする等プライバシーを害するもの
- (10) 他のユーザー、第三者になりすますもの
- (11) 有害なプログラム等
- (12) わいせつな表現などを含む不適切なもの
- (13) 法人の発信する内容の一部又は全部を改変するもの
- (14) 法人の発信する内容に関係ないもの
- (15) ソーシャルメディアサービスの規約違反となるもの
- (16) その他、法人が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むリンク等

(知的財産権)

第6条 ソーシャルメディアに投稿する情報は、法人がその知的財産権を有し、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた行為を除き、無断で転載など行うことを禁じるものとする。

(留意事項)

第7条 法人に関する情報を発信する際には、次の事項について留意するものとする。

- (1) 守秘義務を遵守する。
- (2) 検討中又は協議中など意思形成過程における情報発信の取り扱いは留意する。
- (3) 投稿者が投稿した情報が業務上直接かかわりのない事項であっても、閲覧者は法人の公式な情報として理解するため、発信された情報が誤解されないように留意する。

(免責事項)

第8条 法人は次の各号に該当する事項について、一切の責任を負わないものとする。

- (1) 閲覧者が法人ソーシャルメディアの情報をを用いて行う一切の行為
 - (2) 閲覧者間又は閲覧者と第三者との間のトラブル、損害、紛争
- 2 閲覧者によって投稿されたコンテンツについては、投稿されたことをもって全世界において無償で非独占的に使用する(加工、抜粋、複製、公開、翻訳などを含む)権利を許諾したものとし、法人に対して著作権等を行使しないことに同意したものとみなす。
- 3 ソーシャルメディアへの投稿は細心の注意を払って行うものとするが、情報の正確性、完全性及び有用性について保証するものではない。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、令和3年7月1日より施行する。